

小売店・販売事業者の皆さまへ

乳幼児用玩具（3歳未満向け玩具）に対する 新たな制度が始まります！



「子供PSCマーク」

「消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律」が令和7年12月25日に施行され、「乳幼児用玩具（3歳未満向け玩具）」について、「子供PSCマーク」が導入されます。

施行日（令和7年12月25日）以降に国内製造・輸入される乳幼児用玩具は規制の対象となり、子供用PSCマークをつける必要があります。

「施行日前に国内製造・輸入された製品」には改正法は適用されませんので、子供PSCマークがなくても販売できます。

- ▶「施行日に店舗で在庫品となっている製品」は、子供PSCマークがなくても販売できます。
- ▶「施行日前に国内製造・輸入された製品」は、子供PSCマークがなくても、事業者間で取引し、消費者に販売することができます。



令和7年12月25日より前に製造・輸入されたものであることを行政担当者から確認させていただく場合がありますので、仕入日のわかる伝票等は保管をお願いします。なお、販売店で製造・輸入日の確認が難しい場合は、当該製品のメーカー等に対して行政担当者から確認を行うこともあります。

3歳未満向け玩具



特別特定製品以外の
子供用特定製品

○ 乳幼児用玩具(3歳未満向け玩具)とは？

- ① 遊戯に使用することを目的として設計したもの(玩具であるもの)であって、
- ② 出生後36月未満の乳幼児用のもの

対象年齢3歳以上の製品や、3歳未満が使用する製品であっても、遊戯に使用することを目的として設計されていないものについては、消費生活用製品安全法の販売規制の対象にはあたりません。

- 令和7年12月25日より前にすでに製造・輸入された製品には規制は適用されず、マークがなくても販売することができます。ただし、その場合でも、子供達が安全に遊べるよう、特に小さな子供向けの玩具については対象年齢や使用上の注意が見やすく表示されているかなどを確認することが大切です。日本玩具協会が発行する「STマーク」がついていることも安全性の確認に有用です。

ST²⁵

玩具安全基準合格
4912345 67890 4
(一社)日本玩具協会

◎ 製品安全4法改正に関するFAQ

https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/contents/gangu_faq_2.pdf



※「子供PSCマーク」は、乳幼児用玩具が、技術基準に適合し、対象年齢や使用上の注意がきちんと表示されていることを示すマークです。また、対象年齢や使用上の注意は、乳幼児用玩具が安全に使用されるために大変重要です。購入者がこれらをよく理解の上で購入できるよう、販売事業者の皆様の御配慮をお願いします。

※ なお、中古品についても令和7年12月25日以降規制の対象となる乳幼児用玩具については子供PSCマークが必要です。子供PSCマークの表示無しに特別に販売をする場合には、経済産業大臣の承認が必要となりますので、承認手続きの方法等について経済産業省HPを御確認ください。



乳幼児用ベッド



特別特定製品である
子供用特定製品

改正法の施行に伴い、乳幼児用ベッドも子供用特定製品になります。対象製品の範囲や技術基準等には変更はなく、マークだけがひし形子供PSCマークへと変更になります。ただし、令和9年3月24日までは旧来のひし形PSCマークでも販売が可能となる経過措置期間となります。

